

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年	・	・		

公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合				
一般寄附金	支出した寄附金	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損支出金	長期給付事業への繰入利子額	25	円	
		特定公益増進法人等に対する寄附金 額(42の計)	2						
		その他の寄附金額	3						
		計 (1)+(2)+(3)	4				同上以外のみなし寄附金額	26	
		全支配関係がある	5						

「26」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項」※1
又は「第66条の11の2第1項」※2
- ② 「区分番号」欄:「00375」※1又は「00393」※2
- ③ 「適用額」欄:当該別表十四(二)「26」欄の金額(円単位)

(注) **認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。**

※1 特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第1項(区分番号:「00375」)
「旧認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

※2 第66条の11の2第1項(区分番号:「00393」)
「認定特定非営利活動法人」がみなし寄附金を支出した場合

法人の特 等別計 に損	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15)× $\frac{1}{2}$	16	算	長期給付事業への繰入利子等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33
-------------------	--	----	---	--	----

「42」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項」※1
又は「第66条の11の2第2項」※1、2
- ② 「区分番号」欄:「00394」※1又は「00424」※2
- ③ 「適用額」欄:当該別表十四(二)「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、
「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は
「仮認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額(円単位)

※1 特定非営利活動促進法改正前旧措置法第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」)
「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※2 第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」又は「00424」)
「仮認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

計									
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人 等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細									
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定 特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42					
				円					
計									
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細									
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額					
				円					